

## マイナンバーカードの保険証利用申込みを支援します

令和3年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。そこで、保険証利用登録の申込み支援窓口を市庁舎1階に設置し、マイナンバーカードの健康保険証登録を支援します。

### 1 概要

健康保険証の利用のための登録手続きは今年の夏から開始されています。登録はカードの読み取り機能付きのスマートフォンや、ICカードリーダーの付いたパソコンを使えば、個人で行うことができますが、登録ができる機器をお持ちで無い方や、操作に不慣れな方を支援するため、市庁舎1階に登録支援のブースを設置します。

個人で登録を行う場合は、インターネットの専用サイト（「マイナポータル」、「マイナポイント事業予約・申込サイト」）から登録できます。

### 2 目的・意義

令和3年3月からのマイナンバーカードの保険証利用開始に合わせ、その登録支援を実施し、国保被保険者等の利便性の向上を図るものです。

### 3 期間・場所

- ・令和2年10月15日（木）～令和3年3月31日（水）の月曜日から金曜日  
※祝日、年末年始を除く
- ・9時～17時
- ・市庁舎1階 マイナンバーカード支援窓口内にブースを設置予定

### 4 特記事項

マイナンバーカードの健康保険証利用は、対応した機器が設置された医療機関でのみ可能です。対象となる医療機関は、順次、対象が拡大される予定です。

担 当 国民健康保険課 賦課係

電 話 027-898-6250